

## 平成 29 年度 第 3 回理事会次第

日 時：平成 29 年 7 月 30 日（日）10：00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室  
（千葉市中央区千葉港 7-1 塚本千葉第五ビル 3 階）

1. 出席者及び資料の確認

2. 開 会

3. 会長挨拶

4. 議 題

(1) 会長と三役会からの報告

① 会員外理事の件

- 役員選出規則第 3 号第 3 条

② 選挙管理委員の選出

- 役員選出規則第 3 号第 7 条・役員選出細則規程第 1 号第 5 条

③ 倫理委員会のあり方について

④ 法人後見について

⑤ 千葉県弁護士会より「福祉と司法の連絡協議会(仮)」の案内

⑥ 千葉市社会福祉協議会からの研修依頼

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前送付資料によりご確認ください)

- 事務局 公益目的支出実施計画報告書の件

- 企画部会 地域集会の費用補助の件（地域集会要綱規程第 20 号第 5 条）

- ぱあとなあ ささえあい資金の活用について

- 松戸事業 職員の増員について（応募状況）

(3) 議事

① 事業計画、予算案の理事会決議への変更を進める案について

- 定款第 36 条を含む定款変更

② 災害対策委員会より、災害時のメール配信の件

5. 閉 会

次回理事会予定 第 4 回 理 事 会：平成 29 年 9 月 10 日(日)10：00～

場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

## 【報告事項】

## 1. 地域集会実施報告及び実施予定

日時	地区	世話人	内容	参加人数
5月6日	市原	床井 祐介	『琢心会の地域づくり実践報告』	22
6月24日	長生・夷隅	宇津木 河野	地域のみなさんを手伝いたい！～ひびき手伝い 隊の取り組み～ 新しい地域包括支援体制を考える～社会福祉士 の役割と今できること～	12
6月24日	船橋・鎌ヶ 谷	鳥居靖子 佐藤むつみ	生活困窮者自立支援制度について	21
7月23日	佐倉・四街 道・八街	秦野隆治	LGBTQ の悩みは、生活の悩み～性の多様性の 尊重と社会福祉士の関わり	

## 2. 総会後の代議員との名刺交換会での地域集会についての意見

- ① 佐倉の世話人さんより、今年から世話人になったので、他の地域がどうやっているかなど情報がほしい。  
地域集会のパッケージがあると世話人になったばかりでも地域集会が開催しやすい。
- ② 船橋と習志野のはざまに住んでいる代議員さん（住所は厳密に言えば船橋です）より、習志野で地域集会がないのなら、習志野の世話人になってもいい。
- ③ 鎌ヶ谷の代議員さんより、地域集会は会場費しか補助がないが、講師謝礼にもいただくことはできないか。  
例えば、会員以外にも門戸を開き、公益事業として行うことはできないか？
- ④ 八千代の代議員さんより、印西で地域集会をやりたいので世話人をやりたいと申し出がありました。

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1)平成29年度 基礎研修日程、テキスト代(送料含む)6,000円

①基礎研修Ⅰ 定員 80名 申込受講人数 71名

受講料 5,000円

開催日

平成29年 9月 3日(土) 集合研修① ホテルリブマックス千葉美浜

平成30年 2月11日(土) 集合研修② ホテルリブマックス千葉美浜

②基礎研修Ⅱ 定員 40名 申込受講人数 49名

受講料 30,000円

平成29年度から基礎研修Ⅱ,ⅢDVD活用研修廃止→すべて生講義とする。

開催日

平成29年 5月28日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み

平成29年 6月25日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ(午前のみ)社会福祉センター 済み

平成29年 7月23日: ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み

平成29年 8月20日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年 9月24日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年10月22日: 人材育成系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年11月12日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ 社会福祉センター

平成29年11月26日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ(午前のみ)ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年12月24日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ

実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター

平成30年 1月28日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成30年 2月25日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 社会福祉センター

他県の受講生を受け入れながら実施

③基礎研修Ⅲ 定員20名 申込受講人数 17 名

受講料 50,000 円

会場および日程は基礎研修Ⅱと同じです。

開催日

平成29年 5月28日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み

平成29年 6月25日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ

ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 社会福祉センター 済み

平成29年 7月23日: 実践評価・実践研究系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜 済み

平成29年 8月20日: 権利擁護・法学系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年 9月24日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年10月22日: 地域開発・政策系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年11月12日; サービス管理・経営系科目Ⅰ 社会福祉センター

平成29年11月26日: サービス管理・経営系科目Ⅰ

(午前のみ) ホテルリブマックス千葉美浜

平成29年12月24日: サービス管理・経営系科目Ⅰ 社会福祉センター

平成30年 1月28日: 人材育成系科目Ⅰ ホテルリブマックス千葉美浜

平成30年 2月25日: 人材育成系科目Ⅰ 社会福祉センター

他県の受講生を受け入れながら実施

2)平成29年度 実習指導者研修

開催日:平成29年11月13日(月)、14日(火)

開催決定 7月の点と線に開催のお知らせ 同封済み

平成29年7月中の運営会議調整困難にて中止

3)ジェイシー教育研究所からの模擬試験依頼受諾

8月中旬までの模擬試験を作成し、納入予定

【添付資料】

別紙ーぱあとなあ千葉全体会資料（ささえあい制度改革・ささえあい資金の活用について）

【活動報告】

○第 2 回運営委員会

日時： 6 月 21 日（水）14：00～16：00

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出席：今川・小川・奥野・片野・櫻井・篠田・四ノ宮・鈴木・高美・田中・出口・服部・常陸谷・吉田

□部会報告

①コーディネート部会：部員交代

②業務部会：個別面談未実施 3 名（病気・仕事他）

③研修部会：成年後見人人材／名簿登録研修（講師・スタッフ確認）

④その他：・都道府県ぱあとなあ連絡協議会

・成年後見制度利用促進基本計画説明会

・広報 5 1 号発行（原稿依頼）

□議案

①コーディネート部会：

・部員選任（今川・小川・中山雄司・染川章子）

・苦情案件対応（委員長、副委員長）

・電話相談からの個別相談についての対応策は、業務管理部会で検討

⇒（承認）

②ぱあとなあ千葉ささえあい制度利用申請審査について

・審査担当者を決める ⇒ 高美・四ノ宮・佐野

・任期は 1 年間。対象とする要件の整備も併せて行う。

⇒（承認）

③「成年後見制度利用促進基本計画」専門団体としての係わり

・今後三年間程度で、専門職として何ができるか、検討プロジェクトチームの設置を検討

④「ささえあい制度」資金の取扱いについて

・試案検討 ⇒ 用途は、無報酬・低報酬事案の助成のみとし、支給上限額を月額 18,000 円に引き上げる。

・運営委員長等の手当、その他活動に対する手当の支給については、別途に検討。

□次回運営委員会 8 月 5 日（水）全体会終了後

・場所：千葉県社会福祉センター

ささえあい制度の改革・ささえあい資金の活用について (Ver3)

(8/5 ぱあとなあ臨時全体会資料)

ぱあとなあ千葉運営委員会

1、ささえあい制度の改革について

- 1) 3/12の千葉県社会福祉士会の臨時総会で負担金規則第6条(負担金納付の中断と再開)が承認され、総会後の理事会にて中断が承認された。
- 2) その後の理事会等で、負担金の使途をぱあとなあのささえあい資金等に限定する方針が出された。
- 3) 28年度までに集金した負担金の残金約584万円をぱあとなあ関連分とその他分に分けることとし、ぱあとなあ関連分は約530万円(注)と試算された。ぱあとなあ関連分の530万円は会全体の会計から独立会計とし、運用はぱあとなあが担当する方向となった(仮称ぱあとなあ基金)

(その他分は会の一般会計に繰り入れ)。

この独立会計は策定予定の「一般社団法人千葉県社会福祉士会特別会計による規程」に規定され、運用される予定。

(注) この金額は現時点での試算値であり、今後変化する可能性あり。

2、ささえあい資金の活用について(残余金が残っている期間)

1) ぱあとなあ基金の適用対象助成金増額

(1) 受任成年後見事案で、無報酬、低報酬の事案の報酬助成

現行：月額5千円～1万円、助成期間1年

詳細は「登録員のしおり」(28/7改訂版P14～15)

改定案：月額1万8千円(在宅、施設入所とも・自治体による援助が無い場合に適用)

(2) 試算

上記(1)を施行した場合の支出

無報酬、低報酬事案の助成

18,000円/月×12カ月×15件(28年度実績+5件)=3,240,000円

(3) 考察：この場合は約20か月で残余金がなくなる。

(残余金がなくなった後はぱあとなあ基金として年間約350万円を拠出する必要がある。負担金制度による集金再開と増額。

現行の負担金制度による集金の各年度の平均値は約160万円)

(4) 実施時期

前記特別会計規程に基づく場合は2018年4月からの予定。

会計規則の変更が必要ならば、総会承認が必要で2019年4月から。

### 3、ばあとなあ運営体制強化策の提案

#### (1) ばあとなあ運営委員等手当支給（金額は一例）

運営委員長：月額2万円の定額手当（交通費等の実費は別途支給）

運営副委員長：月額1万円の定額手当（交通費等の実費は別途支給）

運営委員：運営委員会、各部会出席手当2千円

（交通費等の実費は別途支給）

ばあとなあ千葉ニュース編集・発行担当手当3千円/回

その他、必要な手当（極力手弁当はなくす）

#### (2) 試算

①運営委員長・副委員長手当：40,000円/月×12月＝480,000円

②運営委員会出席手当：2,000円×18人×6回＝216,000円

③リスマネジメント部会出席手当：2,000円×6人×5回＝60,000円

④ばあとなあニュース編集・発行手当：2,000円×4回＝8,000円

2) 小計：764,000円

#### (財源)

①案：社士会の一般会計にて予算申請。

②案：後見報酬助成とは別の「ばあとなあ会費制度」（名簿登録料とは別）を設けて集金

#### (3) 実施時期

①案の場合、早くて2018年4月から。

②案の場合、前記特別会計規程に基づく場合は2018年4月から、  
会計規則の変更が必要ならば、総会承認が必要で2019年4月から。

以上

（文責 鈴木勝英）

【添付資料】

なし

【報告事項】

活動状況等

1 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）7月1日 2日

会場 7月1日（土） きぼーる内千葉ビジネス支援センター13階会議室1

7月2日（日） 千葉県弁護士会館

定員 40人 受講希望者 32人受講

2 弁護士との協議会

平成 29 年 7 月 5 日 午後 6 時から 7 時

場 所 千葉県弁護士会館

参加者 弁護士会 遠藤 鳩貝 他

社会福祉士会 大浦 川上 吉田、越後谷、池田

概 要

1 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）の概要報告

参加人数 32人

各講座の概要 等

2 共同事例集について

原稿分担確認

スケジュール

29年8月18日 第1原稿

9月11日 第2原稿

3 司法福祉委員会

平成 29 年 7 月 29 日（予定）

議題 ・刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）反省

・刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）準備

・平成 30 年度の活動及び予算について



【報告事項】

・基礎研修について

基礎研修Ⅰ～Ⅲへも試験的に実施し来年度以降も経年的に実施をしたい。

・平成 30 年度災害対策研修について

平成 29 年 2 月に開催した際はインフルエンザ等で直前での欠席者が出てしまった。冬の開催は雪等で交通の公共機関も不能になることもあるため、夏の開催を予定する。

日 時：平成 30 年 8 月又は 9 月

場 所：社会福祉センター5 階中研修室

内 容：基礎研修に組入れるものと重複しないものを検討中

※千葉県社会福祉協議会の社会福祉基金を活用予定（12 月申請予定）

・災害派遣福祉チーム（DWA T）について

千葉県社会福祉協議会からの災害時のメール配信等、千葉県 SW 三団体で改めて共通理解を促して顔の見える関係を築きたい。以下の決議事項にて皆さまにお諮りします。

多（他）団体での取組は避難所での福祉専門職の受け入れが円滑化し、要援護者の発見、福祉避難所への移送、相談、見守りといった支援がより迅速に行える。また、所属する団体によって福祉避難所の設置もできるため、実現に向けて努めたい。

次回の災害対策委員会では、オブザーバーとして千葉県社会福祉協議会担当の出席を依頼する。

【理事会決議・承認依頼事項】

災害時のメール配信について

日本各地で起きる災害について、日本社会福祉士会、全国社会福祉協議会よりメールが配信されています。このメールにつきましても、社会福祉士会内だと、三役及び担当理事までということや、千葉県ソーシャルワーカー協会三団体では、社会福祉士会までで、三団体での情報の共有がなされていません。災害時対応ガイドラインに基づき今後の対応について、以下のとおり提案したくお伺いいたします。

・千葉県社会福祉士会内での配信先

会長、副会長、事務局長、事務局次長、災害対策委員会 ML、希望者（一般会員含む）

・千葉県ソーシャルワーカー協会三団体へは当会事務局より 2 団体へ転送

また、この提案は今後の課題とされる公益目的支出に関わりがあることで、制度の硬直化を防ぐため、各地で災害ボランティアセンターの立ち上げがあった際には、直ちに当会掲示板に掲載し、広く活用できるよう周知に努めることも目的となります。

※会長直轄事業のため、会長に了承していただければよいということと、三団体連絡協議会で決められていたことなので、あらためて理事会へ図る必要はないと思いましたが、会をまたぐということと、本日、参加の外部理事、PSW 協会さまへ意見も聞いたかったため提案させていただきました。

**【報告事項】**

1 松戸市役所との話し合い

日時：平成 29 年 6 月 13 日 16 時から場所：松戸市役所

参加者：(松戸市役所) AA さん、Mcw さん、SSV、A さん

(社会福祉士会) 会長、T 次長、M 理事、支援員 1、支援員 2

**【添付資料】**

別紙 1 - 報告事項「松戸市役所との話し合い 議事録」

別紙 2 - 6 月月報

(議事録)

【市役所サイドとの話し合いの事前、事後の打ち合わせメモ】

・今年に入ってやりやすくなったのは、Aさんという方のおかげ。

その方が席の隣にいる。

・今年、2年目でがむしやりにやらなくても、いい感じでやれるようになった。(支援員1)

・市外が増えてきた。今日決まった方も市川。遠い人がいる。同意書をとる人は、Aさんの方である程度絞っていると思う。今までのNハウスはアセスメントから大変であった。(支援員1)

・アセスメントをワーカーがきちんとやれているから。こうなると支援員さんたちはやりやすい。

○市外のパターン

・市外はSSSとGRである。住民票を移してくれている。マイナンバーや免許証を持っている。こういうパターン的人是すぐ決まる。

F荘に車で行って電車でもかなり時間がかかる。野田や都賀にもいる。高齢者でこれから医療機関へ繋げる必要のある人や認知症の疑いある人、または就労をしなくてはいけない人などとにかくM荘に移ってほしい。Aさんも「始めから遠くのSSSへ行ってください」とは思っていない。

・Nハウスは、他にアパートを賃貸しシェアハウスにもしている。(2人がシェアハウス)。老人ホーム、救護施設にアタックしている。Nハウスは何もしていない。Nハウスは8月くらいで締める予定が12月頃まで？

・M荘は、今まで高齢化していたが高齢者が居宅移行した後に入居してきた人たちが若い人たちが多く、今は若返っている。そのために就労支援が必要となっている。ハローワークはとても丁寧。ただし、職業は、清掃業と警備くらいしか選べない。あまり、本人の意向は反映されていない。例：農業やパン屋、フォークリフトに乗りたいたなどを希望する。こうした思いを尊重したい。

・3ヶ月の見守り期間を地区のケースワーカーとの共同で支える。移行後が大変であり、支援員さんたちだけでは支えられない。

→居宅移行できている人で保護を解除した人はいないのか。そこから生活困窮系の事業所につながることはないのか。(K)

→生活困窮系は社協だが、対象が生活保護になる前の人対象なのでやってくれない。支援員1としてはワーカーから繋いで欲しい。ケースワーカーは松戸には100人いる。)

→この事業のことを課の中で共有し、理解してほしい。

・月報については庶務のKHさんから出来上がった月報を事務局へメール送信してもらおう。そうすると事務局で開封し印刷、会長印を押して、松戸に送ることになっている。松戸市への提出期限は毎月10日まで、その後市役所へ確認し問題なければ社会福祉士会に委託費が入ってくる仕組みである。先日、市役所の担当者が何日かいないことがあり、事務局へのメールでの送付が遅れた。結果、社会福祉士会の入金が遅くなってしまう。

→松戸市役所サイドのサブの担当をつけて欲しい。今はKHさんという人。(支援員1)

・市外が増え、松戸市役所を経由してから訪問で、帰宅するのはロス。直行直帰を希望する。ただし、直行直帰の場合にファイルを持ち出しの場合にどうするか。(支援員1)

→現在は有給など取るときには事前又は事後連絡を取り、事務局員さんから会長、事務局長、理事などにその旨伝えているが手間もかかると思う。(支援員1)

## 別紙1 - 「松戸市役所との話し合い議事録」

→現場責任者は支援員1さんであり、個人決裁で良いと思う。(K)

→3役会で事務局さんを含めてやり方を検討する。(K)

・パソコンは市役所からレンタル(市役所のデータベースにアクセスできるが、情報系はアクセスできない)。している。

支援員1さんが持っているものは、タブレット。そのタブレットは出勤簿とメール機能のみである(支援員)

・居宅移行支援って何やるの?ということは何人のケースワーカーが理解しているのか。(支援員1)

・市役所職員は市外への外出、訪問の場合、日当がつくが当会どうなのか?

(支援員)

・この事業は、厚生労働省の委託事業であった。

・支援員2さんのその後

運転できる人が来ない。見立てが甘かった。でも、来ない現状で、支援員2さんに残ってもらうのが良い?これは個人的な意見だが、「新しい人が来るまで」では悪いので、今年度に限っては会の費用を使ってでも支援員2を含めた3人体制で検討したいと思っている。補正を組んででも。ただし、今の会としては、予算のあり方も含めて、何年も続けて行くのは難しい。やれるとしても今年度限り。(K)

→新規募集の方の給与が安すぎるのでは?来年は松戸市役所に対して高めに予算要求するのもありか。(支援員1)

→週3回はちょっと・・・週2回にするか?家族に相談します。(支援員2)

※こちらから、辞めてほしいとの話、その後続けてほしいとの勝手をお詫び。

### 【松戸市役所との話し合い】

○支援員1さんより以下の2点について要点を絞って説明

① 移行できる方が増えてきた。3ヶ月の見守り期間で、自立がすぐできる人とそうでない人という。居宅後の支援がケースワーカーに代わった途端に途切れてしまうのは残念なこと。そこで、担当ケースの人にスムーズに引き継ぐことについて。居宅移行後の支援計画を作っている。地区担当のケースワーカーに渡していけると良い。

② 月報を月末で締めて、10日までに会に送らないとだめ。その際に、小野さんたちが整理したものを川原さんに出して、そこから会に6日、7日までに送ってもらうことをしていた。先日、その担当のKHさんにご不幸があり、ギリギリになってしまった。

→McwさんからKHさんに伝える。

① 点目について

・旧地区担当と新地区担当で提供確認に行く機会がある。その時に支援員1さんなり支援員2さんも一緒に同行してもらえばいい。(Mcw)

・前年度は、市内と市外を担当を分けてやっていたが、今年は、Aさんが一人で市内と市外を担当することになり、大変にはなっている。その点においては、迷惑をかけることもあるかもしれない。

(Mcw)

【その他について】

・ 昨年は、一課の事業なのに支援員の座席が二課にあり離れていたが、今年は席も同じところになり、良かった (SSV)

・ 住民票の変更、マイナンバー、上下水道の契約や郵便の転居届等はやれない？生活の基盤くらいは作っておきたい。\*実際は支援員が支援して手続きをしています。(支援員2)

→同意書を取っているのであれば、やっていただいても良い。本人に「やってくださいね」と言っても、文書でやっても、後々やっていないこともある。ケースワーカーだけでやれないこともある。そこまでやっていただけると嬉しい。(AA)

・ 松戸市ではなぜ居宅移行事業に積極的に取り組んでいるのか。(K)

SSS や NH などあの様な施設の酷さを見て、そこをなんとかしたいと思っていた。(AA)

・ 昨年は市内をメインにやってもらっている。今年は市外もやっている。富津などもある。そうになると車が必要なのではないか。車の運転ができる方が良いのではない。決して支援員2さんが、ということではなく、、、。支援員1さんだけが市外に行くと、他にできる場所ができないこともある。

(A)

・ 1点だけお願いがある。手厚くやってくれるのに、生活支援課が管理しているケース記録と支援員1さんが持っているケース記録が別々である。上席のものは、良い取り組みの現状を知らない。

なぜこの人は転居になったのか、今までの経緯が見えない。今までは、支援員1さんが作ったそのフォルダを私は見ながら支援に繋げていた。システムに入れてもらうと時系列が壊れると困る (Mcw)

→必要な方の支援経過記録を印刷して提出することはもちろん出来るが、確認する人が大変なのは？(支援員1)

→見るのは査察指導員 (A)

→私は、支援員1さんが入力したのを見て、システムに入力している。(A)

→Aさんが転居の決まった人を支援員1さんのフォルダの中身を見る。

・ 100人いるケースワーカーの中で、どこまでこの事業を理解されているのか。この事業は、いつまで続いて行くのか (K)

→今のところは、廃止の話はない。来年のことは、やはり数字、実績にかかっている。また、この事業についても、我々も、機会があると話をしている。この事業が始まって、無低のあり方や使い方が変わってきた。(AA)

居住の安定確保支援事業 個別支援 平成29年6月 報告書

NO.	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	済未	転居日	継続終了	支援経過
10	男	65	Nハウス	0	0	0	未		継続	2階フロアをウロウロ独り言を言いながら歩き回っており、時折大声で怒鳴っている。夜間も同様、当初は養護老人ホームを考えていたが、本人の現状から、SV、CWの助言や相談をし救護施設が適切であるという事になり、救護施設へ申し込みを行った。現在は入所待機中。
11	男	62	Nハウス 市内アパート	0	0	0	済	4/2	終了	世帯分離行っており、加齢に伴って生活保護申請を希望している。生活保護申請が完了した。
12	男	62	Nハウス	11	0	1	未		継続	アパートへの転居を希望しているが、金銭管理や火の不始末が心配である。本人も転居の許可も出ないのので暫くはNハウスにて過ごすと言っている。様子を伺っていきたい。
14	男	80	M荘	3	0	12	未		継続	予定通り6/6に在宅型有料老人ホームへ入所した。がその後発熱し胆のう炎で現在市内総合病院入院中。
15	男	76	M荘	1	0	1	未		継続	6/26面談。緊急連絡先と携帯電話が無いため、7月8月に扶助費を貯め、施設の支援を受け携帯電話を購入することに本人了承。条件整備が整った段階で、支援員が同行し転居物件を探す予定。
16	男	66	M荘	1	0	1	未		継続	6/16面談。緊急連絡先と携帯電話が無いため、7月8月に扶助費を貯め、施設の支援を受け携帯電話を購入することに本人了承。条件整備が整った段階で、支援員が同行し転居物件を探す予定。
18	男	68	M荘	1	0	1	未		継続	6/26施設長同席の元、初回面談を行う。居宅移行の主旨、費用負担、布団等の購入支援同行を説明すると本人了承する。携帯電話は所持。大腸がんの定期検診が8月にあるので、それが済んでから居宅移行することのこと。その際は、支援員が同行し転居物件を探す予定。
20	男	74	M荘 市内アパート	4	0	11	済	6/30	継続	携帯電話を購入した。6/16に面談。本人は転居に意欲的。6/19に不動産店で物件探しをしたところ、本人の希望にあった物件が見つかる。6/30契約手続き終了。同日、引っ越しを行う。
27	男	63	M荘 市内アパート	6	0	14	済	6/16	継続	6/16転居。4/24に不動産店で物件探しを開始する。幾度も保証会社の保証審査が通らず、やっと6月保証委託審査が終了。

支援経過

NO.	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	済未	転居日	継続終了	
30	男	67	M荘 /市内アパート	1	0	1	済	3/23	継続	2部屋あるので寝室と居間の生活空間を分離するよう提案。ゴミ出しの方法に理解できない部分があるのか説明時間が必要。歯が無く、お粥を作るなど食形態に配慮している姿勢が見られ評価するも、早急に、義歯作成を促した。5/26～6/3まで、消化器系の疾患で総合病院に入院した。
32	男	49	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。松戸荘のスタッフとして施設長の補佐をしている。
33	男	62	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。再三の就職活動の勧めに対しても拒否的。
34	男	62	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
35	男	53	M荘	0	0	0	未		継続	現在は就労活動を優先し、それに伴い必要になる携帯電話は松戸荘施設長と購入手続きを行い、それらのことが済んだところで居宅へ移住の具体的な話をしていく。
36	男	29	M荘	2	0	3	未		継続	6/6よりフルタイムで仕事を始めており順調。月収から近いうちに生活保護廃止になるのと思われる。6/26には松戸荘施設長同行で不動産店へ行き、6/28には布団。家具什器も揃え、7/4には転居の予定。
38	男	43	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。統合失調症で精神科受診中。
39	男	34	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。就労中。
42	男	58	Nハウス /市内アパート	9	0	6	済	3/31	継続	6/12に体調不良から予約外で受診をし痛み止めが変更となる。左足のしびれと痛みが酷く買物にも行くことが困難なため6/13より宅配弁当を2食/日に利用する。適切な食事が摂れ、服薬により若干体調は改善した。6/21の予約受診では更に服薬が変更される。①食事②服薬(内服・インスリン注射)によって体調はかなり影響されている。が飲酒、金銭管理等課題は多い。担当CWと共に支援に当たる。
45	男	68	YA荘	0	0	0	未		継続	5/23に八千代荘にて初回面談を行う。本人心身の状態から直ぐに居宅移行は出来ず、面談を重ねて判断する必要性もあり一旦松戸荘に移ることを提案し本人も納得したが、翌日になり本人より撤回したなどの連絡があり、白内障の手術を控えてもいるようなので暫く様子を見ることにした。

支援経過

NO.	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡調整回数	済未	転居日	継続終了	支援経過
46	男	51	YA荘 /市内アパート	4	0	4	済	5/31	継続	5/31に他市から引越した。上下水道の減免、国民年金の法外免除の手続き等も行い。生活も段々と整ってきた。現在歯の治療中、治療がある程度落ちたら短い時間でアルバイトを見つけてることを目標にしている。
47	男	66	YO荘	0	0	0	未		継続	歩行などに問題はなし。来所してもらい初回面談を行いたい。
48	男	47	T荘	0	0	0	未		継続	覚せい剤、アルコールの依存症あり。よってアパートへの転居支援は保留。
52	男	79	M荘	1	0	4	未		継続	以前より空き待ちにしていたサービス付き高齢者住宅に一部空きが出た。本人に確認をしたところ納得し入所したいとの意向を示す。今後は施設の担当との面談、見学などを進めて行く予定。
53	男	65	Iマンション /市内アパート	3	0	0	済	5/25	継続	引越後テレビ、冷蔵庫の購入をし自宅内も片付き快適な空間となっている。7月の扶助費では洗濯機も購入する予定。今後更に落ちたら簡単でも良いのでアルバイトを希望している。
57	男	61	M荘 /市内アパート	0	0	0	済	2/28	継続	2/28転居。以前、賃貸借住宅を利用しており、アパート生活は慣れた様子である。体調に合わせた食事作りをしている。居宅生活への適応が早く、近隣住民との交流もあり。4/11の定期受診で癌再発の疑いが出、5月に血液検査、6月にCT検査を行い、その結果を待ち治療方針が決る。
60	男	52	M荘 /市内アパート	4	0	0	済	4/14	終了	4/14転居。日常生活について、自炊もでき生活についての支援終了。門限の制限がなく、就業時間帯の拡大が図られ、本人の増収につながるものがある。勤労度も良く就業している。このように経緯から、日常生活が安定し、今後の居宅移行支援を終了する。
62	男	37	Nハウス	9	0	10	未		継続	ハローワークから紹介された会社に履歴書を提出するが既に採用が決まっており話は進まず。希望は農業系なので市外県外も含めて就業活動が続ける。
64	男	58	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
65	男	66	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
66	男	41	M荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
67	男	72	Nハウス	7	0	10	未		継続	養護老人ホーム入所へ向けて、健康診断、その他必要になる書類を作成、依頼中。



支援経過

NO.	性別	年齢	居場所	面談回数	カンファレンス回数	連絡回数調整	済未	転居日	継続終了	支援経過
68	男	44	Nハウス	2	0	0	未		継続	5/22にマイナンバーカードが交付され受け取る。今後は就労活動を進めて行くことになる。
70	男	78	G寮	0	0	0	未		継続	4/27に初回面談をG寮で行う。本人はアパートへの転居が安易に出来ると期待していたようだが、高齢であることや今まで収監されていた年月も長く1人暮らしの経験がないことと身内との交流もないこと等課題は多い。施設入所も提案したが、自由になるお金が少ないことが本人としては納得できないようだ。既に住民票の移動は出来ているので先ずはマイナンバーカードの申請を行い暫く様子を伺うことにする。
72	男	66	A荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
73	男	77	G寮	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
74	男	71	NO荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
75	男	71	NO荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
76	男	51	NO荘	0	0	0	未		継続	金銭管理が出来ず、その課題がクリアにならないと居宅移行は進めることが出来ず保留とする。
77	男	67	NO荘	0	0	0	未		継続	適宜面談を行う予定。
78	男	58	NO荘	0	0	0	未		継続	4/26に心疾患のために野田市の総合病院に入院し4/27に手術も行った。経過を見ながら暫く居宅移行は保留とする。
79	男	43	Iマンション	3	0	2	未		継続	現在、前住所地から転出証明書を取り寄せしている。届いたら転入、マイナンバーカードの申請などを行って行く予定。
80	男	46	Iマンション	2	0	2	未		継続	住民票の異動を長らくやっつけていなかったのが前住所地で職権削除されてしまっていた。その為に6/30にCWと共に松戸市で住所設定を行った。今後はマイナンバー申請は本人が行う。
81	男	58	I荘 /市内アパート	5	0	12	済	6/29	継続	6/12に初回面談を行い、そのまま不動産店へ行く。本人の条件に合ったアパートがあり6/26に契約、6/29に引っ越しをする。住民票の異動は同日に行ったが今後はマイナンバーカードの申請、かかりつけ医の選定、また資格も活かして安定した仕事も探したい。

支援経過

NO.	性別	年齢	居場所	面訪問回数	カンファランス回数	連絡回数調整	済転居未居	転居日	継続終了	
82	男	68	GY荘	5	0	12	未		継続	6/16に初回面談し不動産店も尋ね、かかりつけの病院近くのアパートに決め6/28には契約を終え、7/3には引越しの予定。
83	男	76	GY荘	0	0	0	未		継続	5/22に大腸がん入院。経過を見ながら暫く居宅移行は保留とする。
84	男	50	Nハウス	5	0	5	未		継続	早期就職の意思があり、希望職種はパン製造。6/12に本人より住民票の異動をしたいと来所し転出証明の取り寄せの手続きをする。6/22には住民票の異動をし、その後本人自身で銀行口座開設、携帯の購入等を行い、7/4には就労の面談の予定も入っており着々と進んでいる。
85	男	69	Nハウス	5	0	3	未		継続	本人より住民票の異動等についての問い合わせがあり6/26には手続きを行う。、マイナンバーカード申請は6/30に行い、今後は交付を待って銀行口座の開設、プリペイド携帯の購入。8月～9月には転居を旨指したい。
86	男	57	NA荘	2	0	0	未		継続	3月から保護受給されており、6月から清掃の仕事には就いているもの、住民票の移動やマイナンバーカードの申請等を未だ行っていないため、先ずは住民票の異動にかかる手続きをしてもらう。
87	男	87	M荘	1	0	1	未		継続	6/26施設長同席の元、初回面談をする。居宅移行の主旨、費用負担、布団の購入支援同行を説明すると本人了承する。身分証明書がなく、入所時マイナンバーカードの申請をしている。カードが手元に届いてから、銀行口座開設や携帯電話の購入を行う。
88	男	26	Nハウス	6	0	9	未		継続	6/21に脱水で救急搬送されるが点滴処置で回復し入院対象とはならず。6/23訪問時に不穏な状態にあり、精神科の診療所に初診でかかり安定剤、睡眠薬を処方してもらう。精神科の既往としては統合失調症、抑うつ傾向、かい離などがあるが、他にHIV、C型肝炎と内科の疾患もある。4月に入院先から自己退院しているために2ヶ月間の治療中断しており、その為に精神科病院からは入院の拒否をされてしまう。内科の疾患治療のため専門医のいる病院にかかり直しをし治療方針が定まってから、精神科への入院治療の検討となるかと思われる。それまでの間は市内の精神科の診療所にかかり続ける。相談場所としては中核地域生活支援センターにも依頼をし6/29には初回の面談を行った。今後は不定期であるが面談、情報提供をしてもらい、本人の気持ち安定させようような場所を作っていきたい。
合計				103	0	125				

居住の安定確保支援事業 個別支援以外 平成29年6月 報告書

連絡調整						連絡調整以外・その他
生活支援課	生活支援課以外の課	関連機関	地域（民間）資源	その他	カンファレンス・会議等	合計
0	0	0	0	0	0	0
						0

**【添付資料】**

理事会資料別紙 1－H28 年度公益目的支出実施計画報告書等提出書類写し

(決算資料については総会資料と重複の為、別紙資料より省略)

理事会資料別紙 2－(参考)予算の理事会決議 定款

**【報告事項】**

- 1 公益目的支出計画実施報告について
- 2 事業計画、予算案の理事会決議への変更について

**【理事会決議・承認依頼事項】**

- 1 事業計画、予算案の理事会決議への変更を進める案について

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 平成 29 年 6 月 19 日～7 月 30 日

【活動報告】

- 6 月 21 日(水) こども応援ネットワーク打合せ参加
- 6 月 24 日(土) 長生夷隅地域地区集会参加
- 6 月 30 日(金) 千葉県弁護士会貧困問題懇談会参加
- 7 月 2 日(日) 子どもの貧困キャラバン参加
- 7 月 6 日(木) 茂原市地域包括支援センター選定委員会
- 7 月 10 日(月) 千葉県総合支援協議会権利擁護部会
- 7 月 15 日(土) 淑徳大学 3 団体協議会打合せ
- 7 月 25 日(火) 税理士打合せ
- 7 月 26 日(水) 3 役会
- 7 月 30 日(日) 理事会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 市川市社会福祉協議会 専門職後見人によるアドバイザー  
今川 純子氏

【講師派遣】

- 平成 29 年 7 月 21 日 仙台市役所 障害者差別解消担当相談員事例検討会第 1 回  
講師 朽名 高子氏
- 平成 29 年 9 月 6 日 千葉県社会福祉協議会 平成 29 年度千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成  
研修プログラム内ミニシンポジウムでの実践報告 シンポジスト 平野 香氏
- 平成 29 年 9 月 9 日 一般社団法人社労士成年後見センター 成年後見人養成研修  
講師 小川 晴雄氏
- 平成 29 年 10 月 24 日 流山市役所 成年後見制度に関する研修会 講師 奥野 不二子副会長

【後援・協賛】

- 平成 29 年 9 月 9 日 社会福祉法人 大成会 (不二学園)  
「第 31 回自閉症基礎研修」、「第 6 回事例検討グループワーク」 後援
- 平成 29 年 10 月 21 日 市原地域リハビリテーション広域支援センター  
千葉県地域生活連携シートに関する研修会 後援

【日本社会福祉士会】

- 平成 29 年 8 月 4 日～5 日 2017 年度意思決定支援に配慮した成年後見活動のためのツール伝達研修

奥野 不二子副会長

○平成 29 年 9 月 30 日～10 月 1 日

2017 年度 司法福祉全国研究集会／2017 年度司法福祉担当者 研修・交流会 大浦 明美副会長

○成年後見制度利用促進基本計画協議連絡担当者 鈴木 勝英氏

◇その他の活動

○平成 29 年 7 月 28 日 千葉県在宅サービス事業者協議会 平成 29 年度総会に伴う懇親会

奥野 不二子副会長(会長代理として)

○平成 29 年 8 月 8 日 千葉県教育庁教育振興部指導課 千葉県いじめ問題対策連絡協議会

大浦 明美副会長出席予定

○平成 29 年 8 月 18 日 佐倉市福祉部高齢者福祉課 成年後見制度利用促進基本計画に基づく

市町村計画策定に向けた意見交換会 高美 修次氏出席予定

○平成 29 年 9 月 11 日 千葉県地域生活定着支援センター

平成 29 年度地域生活定着支援事業関係機関会議 小野 恵美子出席予定

○平成 29 年 9 月 24 日 一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会 新協会設立記念式典

渋沢 茂会長出席予定

\*\*\*\* 会員情報 \*\*\*\*

6月30日現在 正会員:1,456名 (新入会:11名、転入:2名、転出:2名、退会:3名、資格喪失:0名)

平成29年6月27日

千葉県知事

鈴木 栄治

殿

法人の名称 一般社団法人千葉県社会福祉士会

代表者の氏名 澁澤 茂

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 28 年度（平成28年4月1日 から平成29年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

## 【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A022086
法人名	一般社団法人千葉県社会福祉士会

## 1. 基本情報

フリガナ	イツパンシャダンホウジンチバケンシヤカイフクシシカイ		
法人の名称	一般社団法人千葉県社会福祉士会		
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒2600026 千葉県 千葉市中央区千葉港7番1号	
	代表電話番号	043-238-2866 (内線 ) FAX番号043-238-2867	
	代表メールアドレス	office@cswohiba.com	
	ホームページアドレス	http://www.cswchiba.com/	
代表者の氏名	澁澤 茂		
事業年度	04月 01日～ 03月 31日		
担当者注	氏名(又は名称)	川井 しず子	役職(又は担当者名) 事務局員
	電話番号	043-238-2866	FAX番号 043-238-2867
	電子メールアドレス	office@cswohiba.com	
事業の概要	本会は、千葉県における社会福祉の増進に寄与することを目的とし、援助を必要とする方の生活と権利の擁護、知識及び技術の普及・啓発、社会福祉事業に携わる専門職員の倫理の確保、技能の研鑽に取り組んでいます。		

注：代理人による提出の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。



## 【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

## 2. 公益目的支出計画実施報告書

【28 年度(2016/4/1 から 2017/3/31 までの概要)】

1. 公益目的財産額	28,694,965円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	6,282,892円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	4,648,572円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	5,428,240円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	3,793,920円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	22,412,073円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	
27年度公益目的収支差額については、計画における見込額を達成した。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

## 【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	平成39年3月31日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	28,694,965円	28,694,965円	28,694,965円	28,694,965円	28,694,965円
公益目的収支差額	6,566,877円	4,648,572円	8,755,836円	6,282,892円	10,944,795円
公益目的支出の額	6,296,227円	5,005,793円	6,296,227円	5,428,240円	6,296,227円
実施事業収入の額	4,107,268円	3,818,080円	4,107,268円	3,793,920円	4,107,268円
公益目的財産残額	22,128,088円	24,046,393円	19,938,129円	22,412,073円	17,750,170円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】 (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 <sup>1</sup>	災害対応事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
<p>※災害対策委員会にて事業実施を担当</p> <p>大規模災害の被災地及び被災者を支援する機関(主に現地の行政機関及び社会福祉協議会)に会員を派遣し、支援機関の業務に協力し相談、助言することにより社会福祉の知識及び技術の普及・啓発を図り、もって対象となる方の生活と権利を擁護することで、千葉県における社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>(1)事業実績                      1.平成28年4月14日に発生した熊本県地震では、日本社会福祉士会から支援者の派遣要請があり益城町西部地域包括支援センター、西原村地域包括支援センターへ7月2日を初日とし、11月7日まで6名述べ日数49日間の被災地支援を行うことができた。                      2.平成29年2月4日に千葉県社会福祉センター5階中研修室で災害対策研修会を開催。災害時の支援について研鑽を図った。参加者23名。また日本社会福祉士会主催「災害支援コーディネーター養成研修」に参加し、情報収集とネットワークの構築を行った。                      3.「被災地支援活動協力員名簿」登録者数58名</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	40,000円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>【災害対策委員会】</p> <p>1.平成28年4月14日に発生した熊本県地震では、日本社会福祉士会から支援者の派遣要請があり益城町西部地域包括支援センター、西原村地域包括支援センターへ7月2日を初日とし、11月7日まで6名述べ日数49日間の被災地支援を行うことができた。                      2.平成29年2月4日に千葉県社会福祉センター5階中研修室で災害対策研修会を開催。災害時の支援について研鑽を図った。参加者23名。また日本社会福祉士会主催「災害支援コーディネーター養成研修」に参加し、情報収集とネットワークの構築を行った。                      3.「被災地支援活動協力員名簿」登録者数58名</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	332,658円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	17,000円
(3) (1)-(2)の額	315,658円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	332,658円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	17,000円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
<p>28年度事業は、(公社)日本社会福祉士会主催の災害支援コーディネーター養成研修に参加したが、熊本県地震被災地支援派遣を行ったので、公益目的収支差額は、計画より大きくなった。</p>	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

## (2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

(事業単位ごとに作成してください。)

## 【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継 <sup>1</sup>	災害対応事業

## 【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
事業収入	17,000円	17,000円	(1)と(2)は同額であり、異なる費用科目は無い。
計	17,000円	17,000円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

## 【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	332,658円	332,658円	(1)と(2)は同額であり、異なる費用科目は無い。
計	332,658円	332,658円	

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継2	成年後見制度支援事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
<p>※権利擁護センターはあとなあ千葉運営委員会にて事業実施を担当</p> <p>意思能力に欠ける認知症高齢者や知的・精神障害者の生活と権利を擁護する重要な手段となる成年後見制度の利用に関し、知識及び技術の普及・啓発を図り、もって対象となる方の生活と権利を擁護することで千葉県における社会福祉の増進に寄与する。主要な細事業は次のとおり。</p> <p>(1)成年後見人養成、登録および受任者支援          成年後見制度の担い手となる職業後見人を養成(成年後見人養成講座の開催)し、家庭裁判所からの照会に応じ適任者を推薦・受任した後見人の業務を支援。          平成23年度の家庭裁判所からの後見人推薦依頼は141件あり、会員が受任中の法定後見は401件のにのぼり、後見受任者の支援も組織として行っている。(後見人支援研修の開催)          また、試験的に法人が後見人に就任する法人後見も受任しモデルケースとすることで個々の会員の知識及び技術の向上を図り、社会福祉の増進に寄与する事も目的としている。</p> <p>(2)相談事業の実施          社会福祉の援助を必要とする方及びその家族並びに支援機関からの相談に無料で応じる電話相談を週二回、必要に応じ訪問相談も随時実施している。          年間延べ120名程度の会員が関わり、相談件数は年間140件～150件程度。          併せて弁護士会、司法書士会との合同相談会を実施しており、こちらは毎年度10名の会員を派遣。          平成23年度の相談件数は1日で53件にのぼった。          尚、電話相談および調整業務に本会の事務局及び電話等の設備を使用する。</p> <p>(3)講習会の開催          行政及び関係機関向けの制度活用講座を毎年度主催。外部からの講師派遣要請にも応じ、制度の普及啓発を図っている。</p> <p>※成年後見制度支援事業は、自主事業であり補助金等もなし。事業に関する外部委託も行っていない。</p> <p>【事業収益の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見人養成、制度活用講座・後見人支援研修の受講料              成年後見人養成研修については、全国団体である(社)日本社会福祉士会の定めるガイドラインに則り全国的に同一の内容で行い、受講料もそれにならっている。              尚、その他の研修(制度活用講座および後見人支援研修)も含め、受講者の意欲および研修効果を高めるため、無償では行わないことを前提としている。</li> <li>●法人後見の受任による後見人報酬(当会にて定めた「法人後見に関する規程」添付)              収入源は家庭裁判所が定めた後見人報酬。後見業務の内容と被後見人の資力に応じて算出され、被後見人の財産から支払われる。当会にて定めた「法人後見の実施に関する細則」に則り(別途添付)、報酬額の9割は実際に業務に当たる会員に従事割合に応じ支払い(細則第11条)、1割は第三者を交え構成する「法人後見業務監査委員会」(細則第9条)等の費用に充てられる。</li> <li>●その他の売上げについて              ・後見人の業務支援の一環として、「成年後見業務の手引き」「成年後見制度をどのように利用するとよいか」をまとめた一問一答集を冊子として作成。こちらの販売売上げが見込まれる。              ・当会が推薦した後見人は、全国団体である(社)日本社会福祉士会に年二回後見業務報告を行うが、受任した後見人の業務支援の一環として、当会が推薦した後見人については日本社会福祉士会より委託を受け、業務報告書の内容チェック並びに、業務内容に不備のある場合は必要に応じ当該会員に対し指導を行っている。              こちらにより(社)日本社会福祉士会より委託料を受領している。(日本社会福祉士会が取りまとめている後見人賠償保険への加入の為。また、後見業務推薦後のフォローや必要に応じて改善を求め指導をし、健全な後見活動を行うことが目的)</li> </ul>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	6,256,227円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	4,107,288円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	

〔権利擁護センターばあとなあ千葉運営委員会〕  
 権利擁護センターばあとなあ千葉は、従来から「成年後見制度の普及・啓発」と「受任者サポート体制の充実」を目指してきた。判断能力が不十分な方々の生活や権利を守るための活動は重要な使命と考え、そのために権利擁護に関する相談事業（電話相談・訪問相談）を実施した。そして成年後見人等の受任要請に応える体制づくりとして「成年後見人養成委託集合研修」の実施、成年後見制度に関する啓発活動として支援者のための成年後見活用講座を開催した。又成年後見制度の説明会や市民後見人養成講座等への講師派遣も行った。

「受任者サポート体制の充実」では、研修を対象者別に分けて行った。全員対象の「必須登録員研修（年2回）」は1回参加を義務とし、初めて登録する方を対象に「新規登録者研修」を行い、初心者・初級者の成年後見人を支援する「ばあとなあ千葉サポート」を9回実施し、内半分の参加も義務にした。又ある程度経験を積んだ方を対象として「レベルアップ研修（3回）」を実施した。

「ばあとなあ千葉サポート」の終了後、受任者の個別相談に応じ、後見活動を側面から支援した。年1回2月に提出される活動報告書を基に、「多数受任者や課題を抱える受任者や面接相談を希望する受任者」に対して個別面談を行い、適切な後見活動が行えるよう支援した。

「コーディネート」では、家裁だけでなく市町村、社協、ケアマネ事業所等にも、適任な候補者を推薦した。4人のコーディネーターが電話やメールで相談に応じ、必要があれば同行訪問も行うなど受任者支援に努めた。又苦情相談に対応し迅速な解決に努めた。

登録員に対する広報活動として「ばあとなあ千葉ニュース」を年4回発行した。

判りやすい「成年後見制度チラシ」の増刷及び法定後見・任意後見の二つ折りパンフレットを刷新し成年後見制度の普及に利用した。

登録員を取り巻く環境（外部と内部）は激しく変わってきているので、この状況に的確に対応するため、課題に合わせて部会を設け（研修部会・コーディネート部会・業務管理部会・リスクマネジメント部会）それぞれの部会で活動した。併せて規程や活動報告書の改訂を行った。

今年度は、家庭裁判所の事務報告書の改正、推薦依頼書の改正等があり登録員に対してはばあとなあ千葉ニュース等で周知を図った。また、苦情対応案件に対しても迅速に適切な対応を行った。

平成27年度の事業の実施状況は下記の通りである。

- 1.登録会員数 4月登録員(202名) 10月登録員(200名:2名抹消)  
 12月登録員(215名:登録15名) 準登録員 67名
- 2.成年後見の受任状況(平成27年1月末現在、ばあとなあ千葉登録員受任活動中)受任件数は 146件増加している。  
 法定後見受任 892件(前年度 750件)  
 任意後見受任 40件(前年度 38件)  
 後見監督人受任 5件(前年度 3件)  
 法人後見受任 1件(前年度 1件)
- 3.権利擁護に関する相談事業の推進  
 ・週2回(火および木曜日)の電話・来訪相談 相談件数153件(前年度151件)  
 ・訪問相談 実施件数 3件(前年度3件)
- 4.成年後見制度の受任要請等に応える体制づくり  
 ・コーディネート機能の充実4名のコーディネーターで実施(毎月2回実施)  
 受任要請件数209件(前年度 227件)-受任件数178件(前年度 201件)  
 \*受任要請は、市長村(16件)社協等(6件)電話相談(5件)もある。  
 (要請件数より少ないのは、訪問相談のみ・任意後見不成立・辞任案件等ある。)  
 ・第1回登録員研修の実施 7月19日参加者132名(前年度114名)  
 ・第2回登録員研修の実施 11月21日 参加者97名(前年度114名)  
 ・「ばあとなあ千葉サポート」の実施 登録員研修の無い月に9回実施  
 第1回28名・第2回31名・第3回39名・第4回28名・第5回30名  
 第6回26名・第7回34名・第8回35名・第9回30名  
 参加者は9回で283人(前年度は244人)  
 ・レベルアップ研修は3回実施  
 (1)6月6日「確定申告について」参加者36名  
 (2)10月24日「精神障がい者支援について」参加者48名  
 (3)2月28日「居住用不動産処分について」参加者36名  
 ・新規登録員研修  
 (1)4月25日実施 参加者17名  
 (2)1月21日実施 参加者15名  
 ・「ばあとなあ千葉ニュース(登録員等会報)」の発行  
 年4回発行(4月・7月・10月・1月)
- 5.成年後見制度の啓発活動  
 ・成年後見制度説明会等への講師派遣 派遣件数 7件  
 ・「支援者のための成年後見活用講座」の開催 0月4日、5日  
 参加者24名(会員15名、会員外9名)  
 (\*前年度の参加者17名 会員15名、会員外2名)
- 6.図書の販売 一問一答集 計 43冊(前年度51冊)
- 7.成年後見人養成委託集合研修(第7回)の実施  
 受講修了者54名(茨城県5名含む)  
 実施日7月11日、8月7日、9月12日、10月10日、11月14日
- 8.全体会3月12日 方針など説明 参加者71名
- 9.ばあとなあ千葉運営委員会 臨時を含めて7回開催

(1)当該事業に係る公益目的支出の額	5,095,582円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	3,776,920円
(3)((1)-(2))の額	1,318,662円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	5,095,582円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	3,776,920円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	

計画時に比べ研修事業、特に後見人養成事業収入が昨年度と同様に多かった。これは、次年度から養成研修受講資格要件が厳しくなるため、駆け込み参加者数が増えたためである。ただしこれは今年度までの特殊事情であり、次年度からは、受講者数が減少し、事業収入も例年の規模に戻る見込みである。したがって、公益目的支出計画全体への影響はなと思われる。

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

## (2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

(事業単位ごとに作成してください。)

## 【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継2	成年後見制度支援事業

## 【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
事業収入	3,776,920円	3,776,920円	実施事業に係わる対価収入であるため、実施事業収入とする。
計	3,776,920円	3,776,920円	

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

## 【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	5,095,582円	5,095,582円	(1)と(2)は同額であり、異なる業科目はない。
計	5,095,582円	5,095,582円	

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

平成28年度 公益事業正味財産増減計算書  
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

収入の部

科目	決算額	成年後見支援事業	災害対策委員会	その他事業	法人会計
1 会費収入	21,712,000	0	0	0	21,712,000
1 正会員会費	20,815,000	0	0	0	20,815,000
2 準会員会費	10,000	0	0	0	10,000
3 賛助会員会費	12,000	0	0	0	12,000
4 ささえあい負担金	410,000	0	0	0	410,000
5 入会金	465,000	0	0	0	465,000
2 登録料	2,412,000	0	0	0	2,412,000
1 ばあとなあ名簿登録料	2,412,000	0	0	0	2,412,000
3 事業収入	21,897,036	3,776,920	17,000	18,103,116	0
1 総務事業	0	0	0	0	0
2 総合相談事業	1,401,536	0	0	1,401,536	0
3 高齢者虐待防止対策研修会(県事業)	1,342,000	0	0	1,342,000	0
4 高齢者虐待対応専門チーム	59,536	0	0	59,536	0
3 研修事業	5,846,580	0	0	5,846,580	0
3 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1,914,500	0	0	1,914,500	0
6 ジェンダー教育研究所web模試問題作	1,432,080	0	0	1,432,080	0
7 社会福祉士取得支援講座(大学等)	1,300,000	0	0	1,300,000	0
8 実習指導者養成研修	620,000	0	0	620,000	0
9 実習指導者フォローアップ研修	0	0	0	0	0
10 淑徳大学1・4年次正課プログラム	580,000	0	0	580,000	0
13 共通基礎研修	0	0	0	0	0
4 ばあとなあ千葉運営事業	3,776,920	3,776,920	0	0	0
委員会運営	135,000	135,000	0	0	0
4 成年後見制度活用講座	136,500	136,500	0	0	0
6 成年後見人養成研修(委託集合研修)	2,264,000	2,264,000	0	0	0
7 法人後見事業	243,360	243,360	0	0	0
14 ばあとなあ千葉ニュース	0	0	0	0	0
16 新規登録員研修	32,000	32,000	0	0	0
17 必須登録員研修	271,000	271,000	0	0	0
18 千葉サポート	310,000	310,000	0	0	0
19 レベルアップ研修	208,000	208,000	0	0	0
21 テーマ別弁護士との事例検討会	177,000	177,000	0	0	0
5 司法福祉	855,000	0	0	855,000	0
5 司法福祉学習会	0	0	0	0	0
6 司法福祉連続研修	435,000	0	0	435,000	0
7 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座	420,000	0	0	420,000	0
6 その他	10,017,000	0	17,000	10,000,000	0
2 災害対策研修	17,000	0	17,000	0	0
7 居住確保支援事業	10,000,000	0	0	10,000,000	0
4 助成金	0	0	0	0	0
5 寄付金	46,000	0	0	0	46,000
6 繰越金	0	0	0	0	0
7 雑収入	286,372	0	0	0	286,372
合計	46,363,408	3,776,920	17,000	18,103,116	24,456,372



支出の部

科目	決算額	成年後見支援事業	災害対策委員会	その他事業	法人会計
1 会費	7,555,000	0	0	0	7,555,000
1 会費	7,555,000	0	0	0	7,555,000
1 日本社会福祉士会正会員会費	7,555,000	0	0	0	7,555,000
2 事業費	18,450,595	5,095,582	107,658	13,247,355	0
1 給料手当	5,458,400	0	0	5,458,400	0
2 旅費交通費	2,213,134	818,056	40,468	1,354,622	0
3 通信運搬費	1,051,618	153,893	0	897,525	0
4 消耗品費	46,069	0	0	46,069	0
5 印刷製本費	405,884	113,400	0	292,484	0
6 賃借料	712,580	182,840	7,000	542,740	0
7 保険料	55,000	0	0	55,000	0
8 謝礼金	4,357,000	1,188,000	50,000	3,141,000	0
9 委託費	2,887,030	1,887,554	0	828,478	0
10 広告宣伝費	0	0	0	0	0
11 図書研究費	401,234	19,399	0	381,835	0
12 雑費	852,768	684,340	10,202	148,224	0
3 事務費	13,082,465	0	0	0	13,082,465
1 一般物品費	342,077	0	0	0	342,077
2 印刷製本費	1,281,478	0	0	0	1,281,478
3 役員費	559,745	0	0	0	559,745
4 雑費	26,000	0	0	0	26,000
5 賞金等	8,181,830	0	0	0	8,181,830
6 使用料	1,235,736	0	0	0	1,235,736
7 委託料	708,320	0	0	0	708,320
8 役員費用弁償	63,334	0	0	0	63,334
9 役員旅費	324,124	0	0	0	324,124
10 役員選挙事務費	0	0	0	0	0
11 保険料	145,660	0	0	0	145,660
12 雑費	216,163	0	0	0	216,163
13 法人移行準備	0	0	0	0	0
4 租税公課	95,350	0	0	0	95,350
5 敷金支出	0	0	0	0	0
6 予備費	375,000	0	225,000	150,000	0
7 配分金	1,157,150	0	0	0	1,157,150
合計	40,695,660	5,095,582	332,658	13,397,355	21,869,985
当期一般正味財産増減額	5,667,848	-1,318,682	-315,858	4,706,761	2,586,407

## 平成 28 年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
会 長 渋 沢 茂 様

私たち監事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 127 条第 2 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 1 項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条において準用する同法 124 条第 1 項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 43 条の規定に基づき、本報告書を作成し、以下の通り報告します。


### 1 監査の方法及びその内容


私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討しました。

### 2 監査意見

当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出の実施の状況を正しく示していると認めます。

平成 29 年 5 月 14 日

監事 山口 定 

監事 岡本 崇 

改正前

- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 44 条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 45 条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 46 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、社員総会において出席した代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならぬ。これを變更する場合も同様とする。

(新規)

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、会長は、理事会の議決を経て、予備成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、決算及び剰余金)

第 48 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時社員総会に提出しなければならぬ。

2. 前項の規定により提出された事業報告及び計算書類は、社員総会において出席した代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならぬ。

3. 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができぬ。

(長期借入金)

改正後

- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 44 条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 45 条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 46 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決を経なければならぬ。これを變更する場合も同様とする。

2. 前項の書類は、直近の社員総会に報告しなければならぬ。これを變更した場合も同様とする。

(削除)

以下条項繰り上げ

(事業報告、決算及び剰余金)

第 47 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時社員総会に提出しなければならぬ。

2. 前項の規定により提出された事業報告及び計算書類は、社員総会において出席した代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならぬ。

3. 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができぬ。

(長期借入金)